

## 燕市移住者住宅支援事業補助金交付要綱

平成30年3月30日

告示第106号

改正 平成31年3月29日告示第84号

令和2年3月31日告示第125号

令和2年12月28日告示第452号

令和4年3月30日告示第89号

令和5年3月31日告示第136号

令和6年3月29日告示第115号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への定住を促進するため、新たに本市に住民登録を行い、生活基盤を移す者が、市内に賃貸住宅を契約し居住する場合において、予算の範囲内で燕市移住者住宅支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (2) 定住 本市に住民登録を行い、生活基盤を有する者で、1年度目の申請における当初交付決定日から2年以上継続して市内に居住する意思があることをいう。
- (3) 新婚世帯移住者 交付申請日時点において婚姻日から3年以内の夫婦で、県内の他市町村から本市に住民登録し、本市に定住する者をいう。
- (4) U・Iターン者 県外から本市に住民登録し、本市に定住する者をいう。
- (5) 市内就職移住者 市内に所在する事業所に新たに勤務を開始する者又は新たに市内に開業する者であって、県内の他市町村から本市に住民登

録し、本市に定住するものをいう。

- (6) テレワーカー 県外に所在する事業所に勤務する者のうち、自宅又は自宅に準ずる場所若しくは所属する事業所以外で企業等が指定する県内の施設等において情報通信機器を利用した業務(以下「テレワーク勤務」という。)を行うため、県外から本市に住民登録する者をいう。
- (7) 賃貸住宅 建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、公的賃貸住宅、社宅、企業等の寮、親族所有の住宅等を除く。
- (8) 家賃 賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料(管理費、共益費、駐車場料金等を除く。)の月額をいう。
- (9) 親族 2親等以内の親族をいう。
- (10) 市税等 市区町村民税、固定資産税及び軽自動車税をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新婚世帯移住者、U・Iターン者、市内就職移住者又はテレワーカーであり、県内の企業への転勤、出向等の人事異動及び出張、研修等による一時的な勤務場所の変更による住民登録がされていないこと。
- (2) 申請者による1年度目の申請は本人と同一の世帯に属する者のいずれもの住民登録日が賃貸住宅の契約期間の初日から90日以内又は契約期間の初日から遡って60日以内であること。
- (3) 次のア、イ及びウに掲げる交付対象者の区分に応じ、それぞれ当該ア、イ及びウに定める要件を満たすこと。

ア 新婚世帯移住者、U・Iターン者 申請者本人が県内の企業等に就職した者又は県内で開業した個人事業主であり、1年以上の就業又は事業運営が見込まれること。

イ 市内就職移住者 申請者本人が市内に所在する事業所に新たに勤務を開始する者又は市内で開業する個人事業主であり、1年以上の就業又は事業運営が見込まれること。ただし、雇用開始日が住民登録日より

も早い者については、交付申請日から遡って180日以内に雇用開始していること。

ウ テレワーカー 住民登録日から県内での1年以上のテレワーク勤務が見込まれること。

(4) 親族以外の者が経営する市内の賃貸住宅に、家賃を支払い居住している者であること。

(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯でないこと。

(6) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(7) 本人と同一の世帯に属する者のいずれもが納付すべき納期限の到来した市税等を完納していること。

(8) 本人と同一の世帯に属する者のいずれもが他の公的制度による家賃助成を受けていないこと。

(9) 本人と同一の世帯に属する者のいずれもが過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと。

(10) 本人と同一の世帯に属する者のいずれもが申請に係る住民登録日より過去1年以内に燕市に住民登録がされていないこと。

(11) 市の移住定住に関する施策に協力できる者であること。

(12) 本人と同一の世帯に属する者のいずれもが国家公務員又は地方公務員ではないこと。

(13) その他市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、企業等の人事異動等により市内に定住しないことが明らかであると市長が認める者は、補助金の交付対象としないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、家賃から世帯に係る当該月分の住宅手当等を控除した額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、1月につき1万5,000円を限度とする。

2 入居期間が1月に満たない月の家賃(日割家賃)は、補助金の対象外とする。  
ただし、交付決定後の市内賃貸住宅への転居による場合は、この限りでない。

3 賃貸住宅の契約に係る費用は、補助金の対象外とする。

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象となる期間(以下「交付対象期間」という。)は、当該補助金に係る1年度目の交付決定のあった月の当月以後最初に家賃の満額を支払った月から24月間とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、燕市移住者住宅支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、U・Iターン者、市内就職移住者及びテレワーカーにあっては住民登録をした日から180日以内に、新婚世帯移住者にあっては後に転入してきた新婚世帯移住者の住民登録をした日から180日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 雇用証明書(様式第2号)。ただし、申請者が個人事業主の場合は税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し及び営業証明書を、申請者がテレワーカーの場合はテレワーク勤務証明書(様式第3号)を提出するものとする。

(2) 世帯全員分の住民票(謄本)

(3) 前年度の世帯全員分の納税証明書又は課税されていないことが分かる書類。ただし、明らかに収入の無い者は除くものとする。

(4) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し(賃貸住宅の契約期間の初日が申請に係る住民登録日から遡って90日以内のもの又は申請に係る住民登録日から60日以内のもの)

(5) 婚姻後の戸籍謄本。ただし、申請者が新婚世帯移住者の場合に限るものとする。

(6) 従前の雇用条件等が分かる書類。ただし、申請者が市内就職移住者の場合に限るものとする。

(7) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者による2年度目以降の申請(以下「継続申請」という。)は、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「U・Iターン者、市内就職移住者及びテレワーカーにあっては住民登録をした日から180日以内に、新婚世帯移住者にあっては後に転入してきた新婚世帯移住者の住民登録をした日から180日以内」とあるのは「継続申請を行う年度の4月1日から4月30日まで」と読み替えるものとする。
- 3 前項に規定する2年度目以降の申請においては、第1項第2号、第4号及び第5号の書類の添付を省略することができる。この場合において、個人事業主の場合は、同条第1項第1号中「税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し及び営業証明書」とあるのは、「営業証明書」と読み替えるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、燕市移住者住宅支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)又は燕市移住者住宅支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該補助金の交付決定の内容に変更が生じた場合は、燕市移住者住宅支援事業補助金変更交付申請書(様式第6号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請により補助金の額又は交付対象期間の変更を決定したときは、燕市移住者住宅支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。
- 3 テレワーカーがテレワーク勤務に係る雇用先を退職した後、県内の企業等に就職し、又は県内で個人事業主として開業し、1年以上の就業又は事業運営が見込まれる場合は、前項に規定する変更交付申請により、継続して補

助を受けることができる。

(補助金の交付請求)

第9条 交付決定者は、補助金交付決定期間の終了後すみやかに燕市移住者住宅支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。ただし、当該期限の末日が、燕市の休日を定める条例(平成18年燕市条例第2号)第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その翌日を期限とする。

(1) 雇用証明書(様式第2号)、営業証明書又はテレワーク勤務証明書(様式第3号)

(2) 家賃納入証明書(様式第9号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定者が交付対象期間内に市外へ転出したとき。

(2) 交付決定者が賃貸住宅以外の住宅に転居したとき。

(3) 交付決定者が交付決定期間内において継続的な就業若しくは事業運営又はテレワーク勤務をすることができなくなったとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(5) 市税等の滞納が判明したとき。

(6) 新婚世帯移住者が婚姻を解消したとき。

(7) その他市長が特に適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、燕市移住者住宅支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この告示による改正後の燕市移住者住宅支援事業補助金交付要綱(以下「改正要綱」という。)の規定は、令和5年度分の燕市移住者住宅支援事業補助金に適用し、令和4年度分までの燕市移住者住宅支援事業補助金については、なお従前の例による。
- 3 令和5年度分の燕市移住者住宅支援事業補助金に係る改正要綱第3条第1項第3号イの規定の適用については、令和5年2月1日以降に新たに勤務を開始する者又は新たに市内に開業する者を対象とする。